

徳島市農業委員会の委員募集要項

1 募集人数

19人

2 任用期間

任命の日（令和8年7月20日）から令和11年7月19日まで

3 身分

徳島市の非常勤の特別職の職員

4 職務内容

- (1) 農地法等に基づく農地の権利移動や転用に係る許認可業務
- (2) 担い手への農地の集積・集約化
- (3) 遊休農地の発生防止・解消
- (4) 新規参入の促進
- (5) (1)から(4)に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

5 報酬

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額

- ・会長 月額57,000円
- ・会長職務代理者 月額43,500円
- ・委員 月額40,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次にいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令等により農業委員との兼職が禁止されている職にある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (5) 市税、国民健康保険料等の滞納のある者

7 委員の構成要件

- ・認定農業者及び認定農業者に準ずる者（別紙参照）が委員の過半数
- ・農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者 1人以上
- ・年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮する。

8 推薦及び応募に係る手続等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により、徳島市農業委員会事務局までご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

※ 農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者に同時になることや複数の区域において農地利用最適化推進委員の候補者になることはできますが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼務することはできません。

(1) 推薦及び応募様式

農業委員推薦書又は農業委員応募申込書

農業者等（個人）が推薦する場合	【様式1】
法人又は団体が推薦する場合	【様式2】
応募する場合	【様式3】

(2) 様式の入手方法

徳島市農業委員会事務局の窓口に備えるほか、徳島市ホームページからもダウンロードできます。

《徳島市ホームページ》

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nousui/nogyo/seido/iinkai/ini_suishiniin.html

9 受付期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月19日（木）まで

※ 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までに提出してください。

郵送の場合は、令和8年3月19日の消印有効。

※ 書類の受付期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に徳島市のホームページ等により公表します。

10 提出された推薦書及び応募申込書の記載事項の公表方法等

受付期間中の中間及び期間終了後に、徳島市のホームページ等で、提出された推薦書及び応募申込書の住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項を公表します。

11 選考方法等

募集期間終了後、候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。

なお、推薦及び応募に係る結果については、各候補者宛に文書で通知します。

12 推荐及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒770-8571

徳島市幸町2丁目5番地

徳島市農業委員会事務局（本庁舎3階）

電話 088-621-5394

認定農業者等に準ずる者（農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する者）

- ア 認定農業者等であった者
- イ 認定農業者の行う農業に従事している親族
- ウ 認定新規就農者
 - 認定新規就農者である個人
 - 認定新規就農者である法人の役員・使用人
- エ 特定農業団体又は省令で定める要件（※）を満たす農作業受託組織の役員
- オ 農業士等地方公共団体に認められた農業者
- カ 基本構想水準到達者
 - 基本構想水準到達者である個人
 - 基本構想水準到達者である法人の役員・使用人

※省令で定める要件（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第3条各号に規定する要件）

- 一 地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること。
- 二 農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること。
- 三 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が定める事項が定められており、かつ、これらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合する定款又は規約を有していること。
- 四 その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。